

## 調査書記入上の注意

- 1 氏名欄…戸籍に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付ける。
- 2 生年月日欄…戸籍に記載されている生年月日を記入する。( ) 内に令和4年11月3日現在の年齢が自動計算されるので、誤りがないか確認する。
- 3 本籍及び現住所欄…戸籍並びに住民票に記載されているとおり略さず記入する。
- 4 最終学歴欄…最終(中退)の学校名及び卒業(中退)年月を記入する。
- 5 経歴欄

推薦分野に関する経歴及びその他の経歴の区分については、2以上の分野に功績のあった者の場合、その内の主たる功績に関する経歴を前者に、その他の功績に関する経歴を後者とし、それぞれの欄に記入する。

### (1) 記入を要する経歴

- ア 公務員歴については、一般職、特別職を問わずそのすべてを記入する。
- イ 議員歴については、原則として任期毎に記入し、議長及び副議長の経歴がある場合は、必ず記入すること。
- ウ 審議会委員歴は、そのすべてを記入する。
- エ 消防団歴は、団員の場合、分団長以下、副団長、団長の区分により記入する。
- オ その他の法律等に基づく委員歴(民生・児童委員、調停委員、保護司、人権擁護委員等)は、そのすべてを記入する。
- カ 民間の団体歴については、理事以上を理事、副理事長、理事長(副会長、会長)の区分で記入する。

この場合、団体の法人格について次の略称を用いる。

(医)	医療法人	(一社)	一般社団法人
(学)	学校法人	(公財)	公益財団法人
(福)	社会福祉法人	(一財)	一般財団法人
(公社)	公益社団法人	(特)	特殊法人

- キ 職歴は、それ自体功績の一部と認められる場合、そのすべてを記入する。

### (2) 在職期間欄には、その職の始期、終期を月日まで記入する。

なお、現職者については、令和4年11月3日をもって在職期間の終期とみなし、終期欄には「現在」と記入する。

### (3) 在職年月数欄は、半月単位で計算した年月数を記入する。

この場合、月の途中における就職または離職については、月の15日以前に就職した場合は月の1日に、月の16日以後に就職した場合はその月の16日に就職したものとみなし、月の15日以前に離職した場合はその月の15日に、月の16日以後に離職した場合はその月の末日に離職したものとみなす。

(4) 功績概要欄には、功績の内容を50字程度にまとめて記入する。

(5) 判定、重複を除く年月数、計、率、換算年月数の欄は記入しない。

## 6 表彰歴欄

(1) 勲章・褒章の受章歴がある場合は、受章年月日とその事由を必ず記入すること。

(2) 推薦分野に関して、大臣表彰、知事表彰の受賞歴がある場合は、受賞年月日とその事由を必ず記入すること。

(3) その他の参考となる表彰がある場合には、(1)にならって記入すること。

## 7 会社の規模、団体規模欄

(1) 会社の規模については、候補者が役員をしている会社で、かつ規模の最も大きいものについて記入すること。

(2) 団体規模については、推薦分野その他分野を問わず、候補者が理事以上の職にある主要団体について必ず記入すること。

## 8 次の経歴を有する場合は、取扱件数等を備考欄に記入すること。

区 分	記 入 事 項
国勢調査員	国勢調査従事件数
行政相談員	相談件数
調停委員、司法委員	取扱件数
人権擁護委員	取扱件数
保護司	取扱件数
幼稚園、小中高等学校長	園児数、生徒数、教員数
学校医	児童（生徒）数、教員数
病院長、看護師	病床種別病床数
へき地診療医	へき地点数、従事年数
助産師	分娩介助件数
土地改良区役員	受益面積、戸数
市町村長、助役、収入役	在職当時の国勢調査人口
消防団員役員	在職当時の団員数

功劳分野（参考）

総務省	地方自治功劳
厚生労働省 （厚生関係）	社会福祉功劳 保健衛生功劳 児童福祉功劳 看護業務功劳 援護功劳
厚生労働省 （労働関係）	技能検定功劳 職業訓練功劳 労働行政功劳
農林水産省	農業振興功劳 林業振興功劳 水産業振興功劳
文部科学省	教育功劳（私学関係） 私学振興功劳
中小企業庁	中小企業振興功劳
国土交通省	建設業振興功劳 建築設計監理業振興功劳 水位観測業務功劳 水防功劳
環境省	環境衛生功劳
内閣府	教育・保育功劳